

特別論文

地方創生における指定金融機関の関与動向 ー内閣府「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査」の分析からー

藤木 秀明

東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻 客員教授¹

日本大学理工学部 一般教育教室 助教

目次

はじめに

- 0.1 地方公共団体と金融機関における懸案：公金出納の効率化
- 0.2 地方公共団体と金融機関が本来取り組むべき連携とは
- 0.3 本論文の目的及び構成

第1章 金融機関と地域との関係

- 1.1 「PPPのトライアングル」
- 1.2 「PPPのトライアングル」を使用した地域との関係の可視化
- 1.3 業務範囲・出資規制の緩和

第2章 内閣府調査の分析手法

- 2.1 分析の概要
- 2.2 地方公共団体の参画有無
- 2.3 地方公共団体名の確認
- 2.4 地方公共団体の指定金融機関の特定

第3章 内閣府調査の分析結果

- 3.1 指定金融機関の関与有無
- 3.2 指定金融機関に代わって関与した金融機関
- 3.3 信用金庫の関与動向

第4章 おわりに

- 4.1 本論文の課題
- 4.2 地方公共団体のメインバンク（指定金融機関）の役割

付属資料 内閣府「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査」の整理結果

¹ 東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻において、2017年度より2024年度まで「地域金融論」を担当した。東洋大学 PPP 研究センターリサーチ・パートナー。博士（経済学）。

はじめに

0.1 地方公共団体と金融機関における懸案：公金出納の効率化

筆者が東洋大学 PPP 研究センター研究紀要第 18 号に掲載した特別論文「金融機関における公金出納業務の課題と対応策 ―公金出納業務の DX 推進により、共創のパートナーとしての関係再構築を―」（藤木[2024]）において、地方公共団体のメインバンク（主力取引銀行）業務とされている指定金融機関や収納代理金融機関制度をはじめとした公金出納取引について、近年一部の主要行が指定金融機関や収納代理金融機関の辞退（返上）を行ったことを機に、内国為替制度運営費導入を機とした各種手数料交渉などを背景に、公金出納に関する関係制度（指定金融機関制度等）を巡る環境が変化していることを踏まえ、指定金融機関制度の現状と課題について概観した上で、地方公共団体のメインバンクである指定金融機関に本来求められている役割を發揮するための改革について議論した。指定金融機関を主に担っているのは地域銀行や信用金庫をはじめとする地域金融機関²であり、地域金融機関が地域に果たすべき役割についても、政府の政策動向などを踏まえて議論した。藤木[2024]では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による官民が一丸となって公金出納業務の効率化、指定金融機関業務の見直しや規制改革の必要性と併せて、金融業界自身が指定金融機関を受託する意義を再検討することや、指定金融機関の担い手をシフトしていくことを提言した。これは、地方公共団体の業務の根幹をなす出納業務を民間事業者との指定金融機関契約に大きく依存していながらも、手数料負担や事務の非効率性についての地方公共団体・指定金融機関の認識の違いが深刻化し、2024 年 10 月から予定されていた内国為替制度運営費導入に伴う混乱が懸念されるほど深刻であった状況を改善するべく、直ちに実行すべき行動策を提案することを目的としていた。このため、地方創生や財政改善、その一環として活用が期待されている公民連携（PPP/PFI、PFS/SIB 等）を活用することを議論する前提として、金融業界が求める指定金融機関業務効率化の進展を確かなものとするを主眼としたものとなっている。

0.2 地方公共団体と金融機関が本来取り組むべき連携とは

ところが、指定金融機関の主な担い手である地域金融機関と取り組むべきことは、事務の非効率性や費用負担を巡って対立が続いた公金の出納業務にとどまらないし、そうあるべきではない。人口減少社会がこれまでよりも一層進み、地方公共団体の財政余力が限られる状況において、公共施設やインフラの老朽化への対処必要性がますます喫緊のもと

² 本論文において、地域金融機関は、金融庁の監督区分に従い、監督局銀行第二課が所管する預金取扱金融機関（業態としては地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合等）を指す。埼玉りそな銀行については、都市銀行（旧大和銀行・旧あさひ銀行）の再編により成立した経緯から主要行として取り扱われることもあるものの、埼玉りそな銀行については、金融機関監督実務上は地域金融機関として監督されている（金融庁の地域金融機関一覧に掲載されている）ことから、地銀に含めた。

なっていくという状況の中においては、地域が経済・財政の観点からサステナブル（持続可能）となっていなければ、究極的にはその地域では現在私たちが営んでいるような経済活動や住まいを営むことは困難となる。藤木[2024]では、政府の地域密着型金融（リレーションシップ・バンキング施策）や地方創生をはじめとした各府省の政策の中で地域金融機関の役割に期待する政策を紹介した上で、その終章「共創のパートナーとしての関係再構築を」では、「公金出納業務の指定金融機関との関係を「共創のパートナー」として再構築することができれば、指定金融機関は公共施設の老朽化対策、行財政の改善、PPP/PFIの推進など、地方公共団体を巡る行財政上の多様な課題に対してメインバンクに相応しい役割を果たしうる可能性が高まると考えている（藤木[2021]等）。」と指摘した（藤木[2024]pp. 29）。これは、公金出納事務合理化による人員再配置によって本来取り組むべき取り組みに必要な人員を捻出しうることを指摘したものである³が、具体的な推進方法については議論できていない。

0.3 本論文の目的及び構成

そこで、本論文では、これまで政府が進めている地方創生の政策の一環で行っている内閣府「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査」（以下「内閣府調査」）で表彰された過去5か年分（令和元年度から令和5年度まで）の事例を類型化し、地方公共団体のメインバンク（主力取引銀行）とされてきた指定金融機関の関わりの在り様について議論することとしたい。地方公共団体のメインバンクである指定金融機関が、公金の出納事務を請け負う指定金融機関契約事務の範囲を超えて、地方公共団体との長期間に亘る密接な関係性を活用することで、こうした取組みが促進されるとの仮説のもと、指定金融機関の貢献の有無を整理し、今後の地域活性化に向けた金融機関の連携促進に向けた含意を得たい。

本論文の構成について述べる。第1章では、筆者がPPP（公民連携）の研究における地域金融機関の役割について「PPPのトライアングル」を用いて整理している地方創生における地域金融機関の役割について述べる。続く第2章では、前述した内閣府表彰事例の分析方法を説明し、第3章では分析結果を説明する。終章の第4章では、結果を踏まえた今後の課題を議論する。

³ 藤木[2024]では、「公金事務に取られている人的資源の負担が軽減されれば、地域のステークホルダーとの関係性を活かした戦略的なエリアマーケティングを行うことを目的として、戦略的な公務担当を行う人員を配置・増強することも可能となり、地方公共団体への現役出向やシニア行職員の再就職によって金融機関の業務経験を地方公共団体に活用することが可能となる。地域経済振興をはじめとした地方創生や、財務活動の効率化・高度化、公有地や公共施設の有効活用、PPP/PFIの推進などの領域でより一層の、金融機関の業務経験を地方公共団体に活用することで、より一層の成果が見込まれる応用することがこうしたことが可能となれば、金融業界が地方公共団体との関係性を再評価する機運が醸成され、積極的な取引提案によるメリットを地方公共団体が享受しうるものと考えている。」と指摘した。

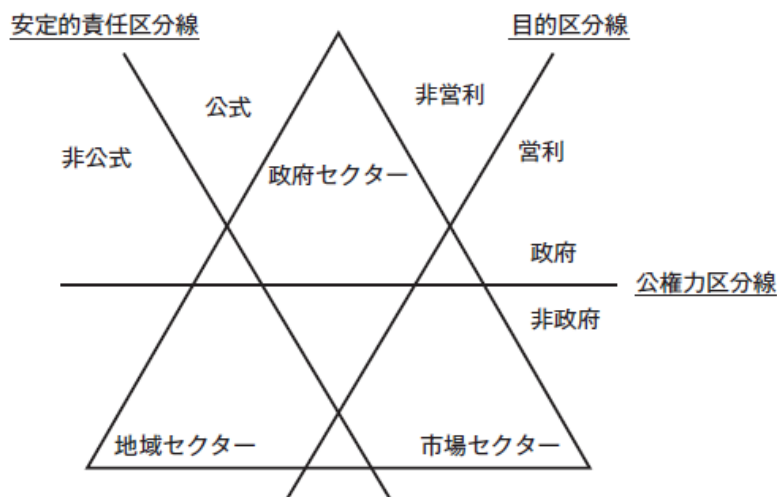
第1章 金融機関と地域との関係

1.1 「PPP のトライアングル」

筆者は、PPP の推進における金融機関の役割について、東洋大学 PPP 研究センター紀要への投稿論文（藤木[2012]）を契機に、論文（藤木[2012-2][2017]）や論説（藤木[2017-2][2022]）、そして大学院講義を通じて、政府セクター・市場セクター・地域セクターの役割分担について整理する「PPP のトライアングル」（図表1）を用いて考察を重ねてきた。内閣府調査の議論に先立ち、筆者が考える金融機関と地域の関係について「PPP のトライアングル」をもとに基本的な認識を共有することとしたい。

「PPP のトライアングル」の概要について説明する。「PPP のトライアングル」とは、根本[2012]において、公共サービスの提供等を誰が担うのかを示すツールの一つとして示されたものであり、「これは、スウェーデンの政治学者ビクター・ペストフ氏が、社会福祉サービス分野における地域内のボランティア、民間の有料サービス、政府の公的扶助などの相互関係を明確に記述したものを原型として、日本の PPP の現状に適用できるように修正・拡張したものである。」と説明されている。また、その効果を「これにより、現実の公共サービスがどのような仕組みで実施されているかを把握することができる。」と説明している。

図表1 PPP のトライアングル



出所：根本[2011]

「PPP のトライアングル」は、社会全体を三角形とし、3本の補助線を引いた図表1のように表現され、公共サービスの提供主体としての政府セクター（国、地方自治体などの公権力を有する機関）、市場セクター（民間企業、収益事業を行う NPO 等）、地域セクター（家庭内の自助、近隣の共助の他、ボランティアなど）を表している。3つの主体の性格をより分かりやすく把握するには3本の補助線が有効であるとしている。水平方向の線

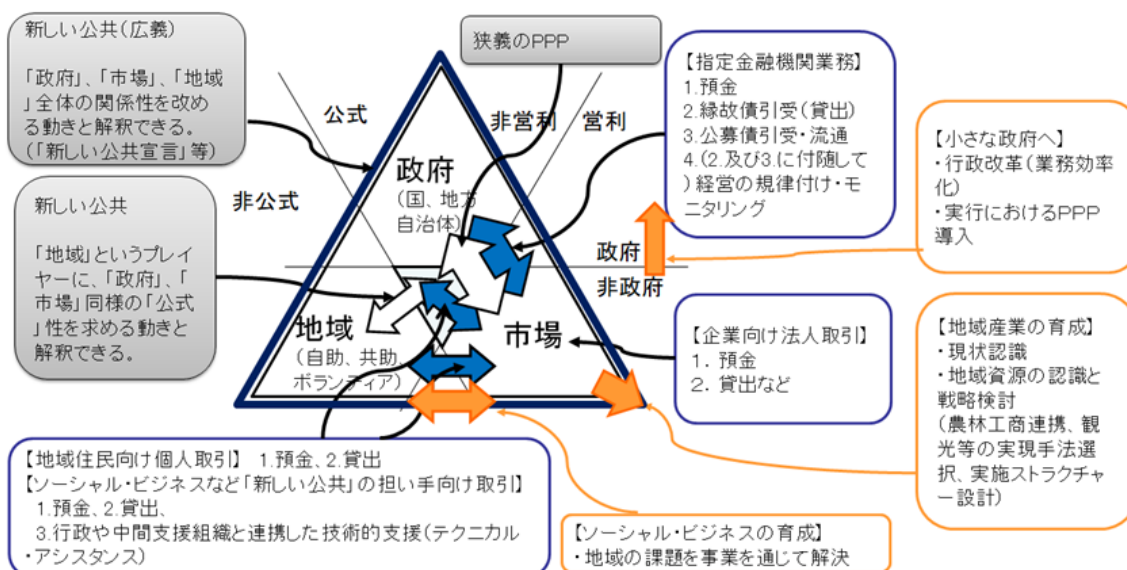
は、立法、徴税などの公権力を有する【政府】かそうでない【非政府】かという「公権力区分線」である。政府セクターは当然公権力を有するので【政府】であり、市場セクターと地域セクターは【非政府】である。右上がりの線は、【営利】か【非営利】かという「目的区分線」である。市場セクターの目的は【営利】であり、政府セクターと地域セクターは【非営利】である。右下がりの線は、【公式】と【非公式】を区分している。具体的には、公共サービスを安定的に提供する義務を負うかどうか、特に、資金調達を自立的に行えるかどうかの「安定的責任区分線」と定義付けている。

以上の議論を踏まえ、現実の PPP が「PPP のトライアングル」にどのように位置づけることが可能か考えてみると、PFI や指定管理者制度など、契約による PPP は、政府セクターと市場セクターの間の矢印により表現することができる（図表 2 における白色の太い両矢印）。

1.2 「PPP のトライアングル」を使用した地域との関係の可視化

以上の「PPP のトライアングル」に、金融機関が持つ地域との接点を加える。藤木 [2012] で初めて関係性を整理した際に用いたのが図表 2 である。金融機関自身は、民間企業であり、「市場」の一員であると位置づけられる。政府セクターおよび地域セクター、市場セクターとの取引や関わりを色の付いた矢印で表現している。図表 2 をもとに、金融機関の取引先としての政府／市場（地域企業）／地域との関係について議論する。

図表 2 金融機関と地域社会の接点の可視化



出所：藤木[2012]

1.2.1 政府（国・地方公共団体）との取引

政府（国、地方公共団体）との取引は、指定金融機関業務であり、預金、地方債の引受・流通に関する業務であると考えられる。地方債の引受を始めとした与信取引において、

近年深刻化している地方公共団体の財政問題への対応を行うとともに、与信管理に随伴して経営の規律づけ・モニタリング等経営改善に関する業務についても当然に行うものと考えることが可能である。政府に対しては、公務金融渉外において接点があると考えられる。

政府の課題は、財政の悪化であり、解決の方向性は「小さな政府へ」の変革に際し PPP を導入することである。この PPP は、PFI や指定管理者制度の導入のように官（政府・地方公共団体）の事業の担い手を民間に委ねて効率化を目指すもの（東洋大学における公共サービス型、後掲図表 3）に留まらず、公有地の一部を民間事業として活用し事業の効率化や地域活性化等を目指すもの（同公共資産活用型）も含まれる。2025（令和 7）年 2 月に発生した八潮市（埼玉県）の下水道管渠の老朽化が原因と拝察されている道路路面の陥没事故が新ためて明らかにしたインフラストラクチャー（道路、橋梁、上下水道等）の老朽化対策として期待されるコンセッションや包括的民間委託、ウォーター PPP の推進についても、財政資金の制約を克服するために必要となる民間資金の活用をファイナンスの面から先導することが金融機関に期待される役割である。

図表 3 東洋大学 PPP 研究センターの PPP の分類

	公共サービス型	公共資産活用型	規制・誘導型
対象となる事業	公共サービス	民間サービス	民間サービス
その事業が行われる空間	原則、公有地・公有建物	原則、公有地・公有建物	原則、民有地・民有建物
主な形態	PFI、指定管理者、市場化テスト、民営化など BOT、BTO、DB などを含む	公有地活用、公有建物活用	企業誘致、まちづくり、商店街再生、観光振興、地場産業振興など 構造改革特区・地域再生・都市再生
関連法規	PFI 法 地方自治法 公共サービス改革法	国有財産法 地方自治法	構造改革特区法 まちづくり三法 地域再生法 都市再生特別措置法

出所：根本[2011]

1.2.2 地域企業との取引

地域の企業との取引は、「市場」の域内で完結しており、預金、貸出などが考えられる。具体的には、営業店にて接点があると考えられる。前述の通り、金融機関自身は、民間企業であり、「市場」の一員であることから、この取引基盤を確かなものにしていくことが金融機関の主な関心事であると考えられる。第 2 章以降で議論する内閣府調査の分析について、金融機関の参加動機（モチベーション）が有りうるとすれば、金融機関の取引先が関与して新たな売上・利益を稼ぐことを期待するためであると考えられる。

市場の課題は、地域産業の育成である。財政状態の悪化により、従来のように税金を原資とした支援策が難しくなることを考えれば、現状を適切に認識すること、地域資源を活用した農工商連携、観光など有望な手法や実施ストラクチャーを設計することが課題で

ある。第2章以降で議論する内閣府調査の分析について、金融機関が関与する取り組みに政府（国・地方公共団体）を含める座組・ストラクチャーとする動機（モチベーション）があるとなれば、市場のプレーヤーだけでは事業採算性の観点から推進が難しいプロジェクトに対して補助金による支援を受け、事業採算性を向上させることを期待することが考えられる。また、プロジェクト推進の前提として地域のビジョン策定が望まれる場合には、地方公共団体も参加した場で地域のビジョンを議論し共有することが望ましい。こうした連携が成立した場合には、規制・誘導型（前掲図表3）の公民連携（PPP）として進められることとなる。

一方、政府（国・地方公共団体）を含めることで、ステークホルダーへの説明責任や関係当局の理解を取り付けるのにより多くの時間を要するリスクが伴うこととなるため、このリスクを忌避して政府（国・地方公共団体）を「含めない」体制で推進する判断もありうる。

1.2.3 地域との取引

地域との取引は、地域住民向けについては、預金及び貸出取引であると考えられる。具体的には、地域の企業に対する取引と同様に、営業店で点があると考えられる。また、与信取引のない地域住民に対するCSR（企業の社会的責任）活動と位置づけるならば、営業店に加えて本部のCSR担当においても接点があると考えられる。

地域の課題は、「新しい公共」の拡大、地域課題に対し税金を原資とせず事業を通じて解決するソーシャルビジネスの育成である。政府の財政が悪化し、税金を原資とした問題解決が難しくなる事態をビジネスチャンスとして、地域の課題を、事業を通じて解決していくことが課題である。

ソーシャルビジネスや事業性NPOなど、「共助社会づくり」や「新しい公共」の担い手向けの取引は「市場」と「中心の空白部分」との間の取引であると考えられる。これら「新しい公共」の担い手が「公式化」がされていない任意団体として活動している段階では、「地域」と「市場」の間の取引となるが、預金の受入れはできても貸出取引は現実的には難しいものと思われる。ソーシャルビジネスに対する金融機関の融資取引は、多くの金融機関では、行政からの補助金支給までのつなぎ資金としての融資、信用保証協会が金融機関からの借入金債務を連帯保証することを条件とした運転資金としての融資等、リスクを抑えた融資支援に留まっており、ソーシャルビジネスの社会性や事業性を理解してより踏み込んだ信用を供与することはハードルが高いとされている⁴。また、「共助社会づ

⁴ 2024年9月に設立された「ソーシャルバンク・コミュニティ」は、この状況を変革する取組として期待されるものである。地域金融機関における「組織的（本部・営業店の役職員一人ひとりが）」「継続的（異動や世代交代があっても実践し続ける）」ソーシャルビジネス支援を日本各地に定着させることを目的としており、ソーシャルビジネスを支援する取組で知られる西武信用金庫（本店：東京都中野区）、地域の課題解決の取組で知られる京都信用金庫（本店：京都市）及び玉島信用金庫（本店：岡山県倉敷市）、木村真樹氏

くり」や「新しい公共」の担い手は、財務基盤が弱いベンチャー企業・スタートアップとしての側面を併せ持つことを考えれば、預金及び貸出取引に加え、行政や中間支援組織と連携した技術的支援（テクニカル・アシスタンス）が業務となると考えられ、経営が軌道に乗った場合には融資先として金融機関の貸出資産形成に資することも期待しうる。

なお、金融機関のなかには、シンクタンクや研究所、コンサルティング部門を擁している場合がある。このような部門を有している場合には、図中のいずれにも関与することが可能である。金融機関としての取引の実需がなくとも対応が可能であること、金融機関自身の責任を伴わず比較的自由に活動ができることを活用すれば、地域課題の発掘から解決策の構築および実行までの全体にわたり、資金調達（投資・融資の実行）そのもの以外にも幅広く関与することは可能と考えられる。前述のような部門や組織を有していなくとも、本部の企画部門において、地域（経済）企画部や地方創生担当部署を設けている場合については、同様に考えることは可能である。

1.3 業務範囲・出資規制の緩和

近年、業務範囲・出資規制の緩和が進められ金融機関が地域・顧客の課題解決支援に取り組みやすい環境の整備が進み、特に令和 3（2021）年の銀行法改正では、大幅な規制緩和が実施されたことから、図中の様々な要素を併せ持つダイナミックな取り組みを行う可能性が広がってきた（図表 4）。第 2 章で議論する内閣府「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果」においても、銀行行高度化専門会社や投資専門会社による地域商社やデジタル化推進の事例が含まれている。

図表 4 金融機関の業務範囲や出資にかかる主な規制緩和の推移

	【業務範囲規制】		【出資規制】
	銀行本体 (付随業務に追加)	銀行業高度化等会社	投資専門会社
～2018年	・人材紹介業務	・創設 (フィンテック会社等)	・ベンチャービジネス会社、事業再生会社、 地域活性化事業会社にかかる議決権保 有制限の緩和
2019年	・情報利活用業務	・地域商社の明記	・地域活性化事業会社：対象範囲を拡充 ・事業承継会社：議決権保有制限の緩和
2021年	・地域活性化等業務 ↳ コンサル・マッチング システム販売 登録型人材派遣 データ分析・広告 高齢者に対する見守りサービス	・業務範囲の拡充 ・認可手続の緩和	・投資専門会社：業務範囲の拡充 ・ベンチャービジネス会社：認定基準緩和 ・事業再生会社：対象範囲を拡充 ・事業承継会社、地域活性化事業会社 ：議決権保有制限の緩和

出所：中村[2023]

（合同会社めぐる代表、東海地区の取組で知られる）等が運営・参画している。

第2章 内閣府調査の分析方法

2.1 内閣府調査の分析対象の設定

本論文で分析対象とする内閣府調査（「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果～地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例～」）は、平成27（2015）年度以降毎年度公表されており、令和5（2023）年度まで9か年分の273事例が収録されている。内閣府は、地域金融機関のみならず、JA等や主要行／信託／証券／政府系金融機関／保険業を対象に、自金融機関が取り組んだ地方創生の取組についての情報を集めた事例の中で、特徴的な取り組みを行った金融機関に対して内閣府特命担当大臣（地方創生担当）による表彰を実施している。この調査は9年度に亘って継続して実施されており、政府が地方創生の観点からどのような取り組みを優れていると判断しているか抽出する基準として適切なものである⁵。

本論文では、内閣府調査うち、直近5か年度（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の145事例について、取り組みにおける地方公共団体の参画の有無を一定の方法で判断して分類し（方法については2.2にて後述）、地方公共団体の参画が確認できた事例を対象として分析を行った。この分析を行うためには、内閣府調査のフィールドとなっている市区町村の指定金融機関を特定し（特定方法は2.4にて後述）、表彰対象となった金融機関と指定金融機関の一致・不一致を分類した。分類結果の概要を図表5に示す。

図表5 内閣府調査の分析対象の分類結果

	内閣府調査 件数	地方公共団体関与		地方公共団体名記載		指定金融機関関与	
		無(2.2)	有	無(2.3)	有	有(3.1)	無(3.2)
令和5（2023）年度	16 100.0%	5 31.3%	11 68.8%	0 0.0%	11 68.8%	7 43.8%	4 25.0%
令和4（2022）年度	25 100.0%	10 40.0%	15 60.0%	2 8.0%	13 52.0%	6 24.0%	7 28.0%
令和3（2021）年度	31 100.0%	9 29.0%	22 71.0%	4 12.9%	18 58.1%	13 41.9%	6* 19.4%
令和2（2020）年度	39 100.0%	10 25.6%	29 74.4%	1 2.6%	28 71.8%	12 30.8%	16 41.0%
令和元（2019）年度	34 100.0%	13 38.2%	21 61.8%	4 11.8%	17 50.0%	8 23.5%	10* 29.4%
5か年度累計	145 100.0%	47 32.4%	98 67.6%	11 7.6%	87 60.0%	46 31.7%	43 29.7%

註：* を付した令和3年度及び令和元年度については、府県が異なる地方公共団体を跨った取組で指定金融機関関与の有無が異なる判定結果となったものを別々に集計している。

出所：筆者作成

⁵ 類似した取組として、内閣府の「地方創生 SDGs 金融表彰」も存在し、3か年で14件を表彰している。SDGs（Sustainable Development Goals）を原動力として地方創生に取り組む地域事業者を支援するスキームを構築した地方公共団体等と地域金融機関等の連携した取組の中から、特に顕著な功績の見られた取組を選定し表彰する取組であるが、定義上政府（国・地方公共団体）を含む取組に限定されてしまうことから、分析結果を検討する上で参考資料としての活用にとどめた。

2.2 地方公共団体の参画有無

本論文の目的から、地方公共団体が参画しているかどうかを区別して考えることとした。第1章 1.2 で議論したように、金融機関自身は民間企業であり、「市場」の一員であると位置づけられることから、地域内の企業との取引基盤を確かなものにしていくことが金融機関にとっての主な関心事であるものと考えられることから、先ずは取引先企業と多くの部分が重なる地域企業との連携を志向するものと考えたためである。筆者のこれまでの金融機関との意見交換を通じて、金融機関の行政体との連携に対する姿勢には温度差があるのは否めないことを認識していたため、民間企業と取引銀行との関係で議論するリレーションシップの違い（例えば、主力取引銀行であるメインバンクの取引地位にあるか、そうでない下位取引かの違い）が影響を及ぼしうると考えたため、地方公共団体の参画の有無を区別させることが必要であると考えた。

地方公共団体の参画有無の判断は、内閣府調査において1つの事例につきPDFファイル2枚で説明されている取り組みの説明資料の中に、東洋大学のPPPの広義の定義⁶に基づいて、一定の役割を担っているかどうか、取組概要（2枚組のうちの1枚目）、スキーム図（2枚組のうちの2枚目）から個別に判定した。

これらの方法によって、地方公共団体の参画有無を分類した結果、内閣府調査うち、直近5か年度（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の計145事例のうち、行政が関与していない事例は47事例（145事例に対して32.4%、論文末尾に掲載した資料A）であった。デジタル化推進をはじめとした取引先企業の経営支援など、地方公共団体が関与する必要性が薄い取り組みや、証券会社や保険会社⁷が全国を対象とした取り組みなどが含まれる。一方で、観光事業や新たな地域産品の開発の取組のように、地方公共団体が適切に参加することで、より成果を上げうる可能性が期待できるものも含まれていると考えられ、成果の最大化という観点では課題を抱えている可能性もある。

これらを除いた98事例（同67.6%）について、地方公共団体名を確認した（後述2.3）。

2.3 地方公共団体名の確認

地方公共団体の参画が確認できた事例について、地方公共団体の具体名（都道府県名、市区町村名）を確認した。多くの事例では地方公共団体名が特定できたものの、都道府県や市区町村名を示さずに記している事例が少なくなく、直近5か年度（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の計145事例のうち、地方公共団体名が特定できない事例は11事例（同7.6%、論文末尾に掲載した資料B）であった。これらを除いた87事例（同60.0%）について、指定金融機関名を確認してメインバンク（指定金融機関）の関与有

⁶ 東洋大学におけるPPPの定義（広義）では、「何らかの政策目的を持つ事業の社会的な費用対効果の計測、および、もっとも高い官、民、市民の役割分担を検討すること。」と定義されている（根本[2011]）。

⁷ 証券会社や保険会社については、金融行政上、通常は地域金融機関として扱われることはない（前掲脚注2）。

無の分析や考察を行う対象とした（2.4）。

2.4 地方公共団体の指定金融機関の特定

直近5か年度（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の計145事例のうち、地方公共団体名が確認することができた87事例（同60.0%）を対象に、そのメインバンク（主力取引銀行）である指定金融機関を調査した。

調査に当たっては、地方自治法に基づき地方公共団体が議決を経てしている指定金融機関の把握が課題となった。総務省の関係資料は、都道府県については網羅的に開示されているが、市区町村については指定金融機関、指定代理金融機関（指定金融機関と当該地方公共団体が協議の上、出納業務の一部を担うことが指定された金融機関）、収納代理金融機関（収納業務のみ指定を受けた金融機関）の延べ指定件数が整理されたものが総務省ウェブサイトに掲載されているにとどまっているためである（図表6）。これは、指定金融機関の指定は、都道府県については義務であるが、市区町村においては任意であることが影響しているものとみられる。

図表6 指定金融機関等の指定状況（令和3年4月1日現在）

	区分	普通銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	農林中央金庫	商工組合中央金庫	農業協同組合	漁業共同組合	信用農業協同組合連合会	信用漁業協同組合連合会	労働金庫	ゆうちょ銀行	その他	計
都道府県	指定金融機関	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
	指定代理金融機関	31	0	2	0	1	0	3	1	9	2	0	0	0	49
	収納代理金融機関	671	65	333	158	9	2	538	74	20	21	45	40	3	1,979
	収納事務取扱金融機関														

	区分	普通銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	農林中央金庫	商工組合中央金庫	農業協同組合	漁業共同組合	信用農業協同組合連合会	信用漁業協同組合連合会	労働金庫	ゆうちょ銀行	その他	計
市区町村	指定金融機関	1,195	0	197	15	0	0	288	1	4	0	0	0	1	1,701
	指定代理金融機関	743	11	253	42	1	1	333	6	9	7	24	14	4	1,448
	収納代理金融機関	6,745	333	2,765	1,292	16	11	1,636	131	65	237	878	1,237	49	15,395
	収納事務取扱金融機関	337	22	114	38	0	0	95	11	2	3	43	149	11	825

出所：総務省[2023]

そのため、総務省自治行政局行政課に対して情報公開請求を行い、2022年4月時点⁸の

⁸ 2022年4月時点となっているのは、筆者の博士論文（藤木[2024-3]）作成過程に必要なデータとして情報公開請求を行ったためである。調査の正確性を期すためには、直近5か年度（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度）全てについて指定金融機関を網羅的に確認することが望まれるが、地方自治法に基づき条例によって議決して指定する指定金融機関の追加・交代は岐阜県（十六銀行から大垣共立銀行に交代）や一部主要行による輪番制の辞退（撤退）など一部の例外を除けば発生頻度は高くはないと考えられることに加え、筆者一人でこれらの調査を行うことは困難であることから、2022年4月の指定金融機関データを基準として分析を行うこととした。

指定金融機関の一覧を入手した。情報公開請求で得た指定金融機関情報は 2022 年 4 月でどの金融機関が指定されているかが一覧表となっているかが一覧表になったものであるため、例えば 2 年ごとに A 銀行と B 銀行の間で交代とするといった一定のルールで指定金融機関を交代する輪番制が敷かれているかどうかの確認ができないものであった。

民間企業における銀行取引の現場では、特定の 1 つの銀行をメインバンク（主力取引銀行）とするのではなく、競合関係にある別の銀行にも一定の取引を割り当てて並列メインバンク（主力取引銀行）として処遇することにより、メインバンク（主力取引銀行）との取引で有利な条件を引き出すことが珍しくない。公共体を対象とするメインバンク（主力取引銀行）取引である指定金融機関業務においても、指定金融機関への過度の依存を防ぐ観点から輪番制を敷く金融機関数を維持する動きがみられる⁹。また、預金獲得が銀行営業にとって重要であった往時においては、公金預金のメリットや指定金融機関のステータスを複数金融機関で分けあうべく輪番制が敷かれた経緯があるとされ、輪番制の他行取引を確認することは研究上重要な意味を持つものである。

そのため、2022 年 4 月時点の 10 年前（2012 年 4 月）の指定金融機関の情報を確認し、2012 年 4 月の時点で輪番制が敷かれている地方公共団体について、2022 年 4 月時点の状況を可能な限り確認することとした¹⁰。この調査により、前述の 87 事例について、2022 年時点の指定金融機関、輪番制により今後交代で担当する予定がある金融機関を網羅的に特定した。

第 3 章 内閣府調査の分析結果

3.1 指定金融機関の関与有無

先ず、地方行財政制度上のメインバンク（指定金融機関）の関与状況を確認する。前述の 87 事例について、表彰の対象となった金融機関が、表彰の対象となった事例のフィールド地方公共団体の指定金融機関となっているかを確認した結果、過去 5 か年合計で 87 件（52.9%）となった。（図表 7、論文末尾に掲載した資料 C）。過半数を僅かに上回って

⁹ 2019 年から 2020 年にかけて行われた三菱 UFJ 銀行による輪番制の辞退の対象となった大阪府内の一部地方公共団体においては、同行に代わり新たな金融機関を加える動きがみられた。

¹⁰ 日本金融通信社『日本金融名鑑 2013 年版』を使用して確認作業を行った。『日本金融名鑑 2013 年版』には、2012 年 4 月時点の、全ての市の指定金融機関が輪番制で担当しているものも含めて収録されている。そのため、総務省からの情報開示請求では確認することができなかった「2022 年 4 月時点では指定金融機関でない輪番制を敷いている金融機関」を調査する手がかりとして活用することが可能であった。『日本金融名鑑 2013 年版』をもとに、筆者がインターネットでの資料検索や電話確認等により、指定金融機関の変更、輪番制を敷く金融機関の追加（新規参入）や減少（辞退・撤退）の有無を確認した。『日本金融名鑑 2013 年版』には掲載されていない町村の指定金融機関については、2022 年 4 月時点で他の金融機関が輪番制により担当する予定がないかどうか、可能な限りインターネットや電話等の手段で個別に確認を実施した。

いるものの、民間においてメインバンク取引の慣行が今なお（特に中小企業取引においては）残っており、金融機関と取引企業の間でメインバンクを核に取引を構築すること¹¹と様子を異としていると考えられる。令和元（2019）年度以降の経年変化をみると、令和元（2019）年度は8件（47.1%）であったが、令和3（2021）年度には13件（72.2%）にまで上昇し、直近の令和5（2023）年度は7件（63.6%）と過半数を上回っており、指定金融機関を担う金融機関の間で、地方公共団体との連携や地域貢献に対する取り組み気運が醸成されてきたものとみられる¹²。しかしながら、従来のメインバンク理論においては、取引先の危機対応への支援がその役割の一つとされており¹³。地方創生の取組が求められる状態が取引先の危機と仮定するならばメインバンクの責任として経営改善支援を行うべき——という議論もありうるが、前述の結果を見るとメインバンクである指定金融機関の関与は必ずしも一般的とまでは言えない。

図表7 令和元年度から令和5年度の内閣府調査における指定金融機関の関与状況

	地方公共団体名記載有	指定金融関与	(内数)					
			地銀	第二地銀	信用金庫	信用組合	JA等	主要行
令和5（2023）年度	11 100.0%	7 63.6%	6 54.5%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
令和4（2022）年度	13 100.0%	6 46.2%	3 23.1%	0 0.0%	3 23.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
令和3（2021）年度	18 100.0%	13 72.2%	10 55.6%	0 0.0%	2 11.1%	0 0.0%	1 5.6%	1 5.6%
令和2（2020）年度	28 100.0%	12 42.9%	6 21.4%	0 0.0%	4 14.3%	1 3.6%	0 0.0%	1 3.6%
令和元（2019）年度	17 100.0%	8 47.1%	6 35.3%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%
5年計	87 100.0%	46 52.9%	31 35.6%	1 1.1%	10 11.5%	1 1.1%	1 1.1%	3 3.4%

註：地銀には埼玉りそな銀行を含む。JA等にはJAのほか農林中央金庫を含む。

出所：筆者作成

¹¹ 例えば、2008年に経済産業研究所が実施した中小企業向けアンケート調査では、約8割が10年を超える融資関係をメインバンクと維持している（植杉ほか[2009]）。中小企業における特定の金融機関との長期的な関係は、米国や欧州主要国においても共通に観察される。

¹² その背景として、藤木[2024]で議論した内国為替制度運営費や指定金融機関手数料の負担交渉が難航するなかで、事務負担に見合う対価の請求に理解を得るべく取組が進められた可能性についてはありうるものと考えている。筆者の西日本所在の地方銀行へのヒアリングでは、地方創生や公民連携（PPP）をはじめとした地域課題解決への貢献実績を示すことで理解を得ているとの説明を得た。ただし、筆者が地域金融機関等と意見交換を行っている中から得た印象に基づくものであり、アンケート調査等のデータで根拠づけられるものではない。

¹³ メインバンクは他の金融機関が入手できない情報（私的情報）を蓄積し、他の金融機関よりも競争上優位に立つことができるが、一定のリスクとコストが伴うものとされている。メインバンクは取引先が経営不振に陥った場合、「代表的監視者」として責任を取り、企業の危機を処理するために自らの債権を劣後させることも含めて経営再建を支援することが求められるとされる。（松浦[1992]）。

業態別（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、JA 等（JA 及び農林中央金庫）及び主要行）の割合を見る。全国的に多くの地域で指定金融機関の担い手となっているのは地方銀行とされ、前述業態の別に比較すると 5 か年合計で 31 件（35.6%）を占めており、他の業態（信用金庫等）を上回っている。しかし、令和 4（2022）年度は、地方銀行は信用金庫と同水準（各 3 件、23.1%）にとどまっている。

3.2 指定金融機関に代わって関与した金融機関

次に、地方行財政制度上のメインバンク（指定金融機関）ではないが関与した金融機関の状況（論文末尾に掲載した資料D）を確認する。金融業界においては、メインバンクなど上位取引地位にある金融機関に代わって下位取引の金融機関が象徴的な取引を担当することを「肩代わりする」と表現する慣行が存在するが、そのような事例である。メインバンクである指定金融機関ではないものの、創意工夫を凝らして地方創生に資する取組みを地方公共団体に提案し、実現したという点において評価される取組みとなる。

図表 8 は指定金融機関に代わり表彰を受けた図表 7 と同様に整理したものである。表彰の対象となった金融機関が、表彰の対象となった事例のフィールド地方公共団体の指定金融機関でなかった事例は、過去 5 か年合計で 43 件（49.4%）となった。過去 5 か年合計で最も多いのは信用金庫の 25 件であり、前述の 87 事例対して 28.7%を占めた。令和元（2019）年度以降の経年変化をみると、指定金融機関の関わりが無い事例の比率は減少傾向にあり、令和元（2019）年度は 10 件（58.8%）であったものが令和 5（2023）年度には 4 件（36.4%）となっている。これは、3.1 で議論した指定金融機関が関与している割合が増加していることを反映している。

図表 8 指定金融機関に代わって関与した金融機関の状況

	地方公共団体名記載有	指定金関与無	指定金に代わって関与した金融機関								
			地銀	第二地銀	信用金庫	信用組合	JA等	政府系	主要行	生損保	信託
令和 5（2023）年度	11 100.0%	4 36.4%	0 0.0%	0 0.0%	3 27.3%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
令和 4（2022）年度	13 100.0%	7 53.8%	0 0.0%	0 0.0%	7 53.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
令和 3（2021）年度	18 100.0%	6 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.1%	2 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	1 5.6%
令和 2（2020）年度	28 100.0%	16 57.1%	1 3.6%	2 7.1%	8 28.6%	0 0.0%	1 3.6%	1 3.6%	0 0.0%	3 10.7%	0 0.0%
令和元（2019）年度	17 100.0%	10 58.8%	1 5.9%	0 0.0%	5 29.4%	1 5.9%	0 0.0%	1 5.9%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
5か年計	87 100.0%	43 49.4%	2 2.3%	2 2.3%	25 28.7%	3 3.4%	2 2.3%	2 2.3%	1 1.1%	4 4.6%	1 1.1%

註 1：令和 3 年度及び令和元年度については、府県が異なる地方公共団体を跨った取組で指定金融機関関与の有無が異なる判定結果となったものを別々に集計しているため、両年度については図表 5 と図表 6 との合計は図表 4 と一致しない。

註 2：地銀には埼玉りそな銀行を含む。JA 等には JA のほか農林中央金庫を含む。

出所：筆者作成

業態別の割合を見る。地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、JA 等（JA 及び農林中央金庫）の分類に加えて政府系を加え、主要行及び生保、損保、信託はその他に整理した。実績が顕著なのは信用金庫であり、過去 5 か年合計では 25 件に関与している。信用金庫を除く各業態（地方銀行、第二地方銀行、信用組合、JA 等（JA 及び農林中央金庫）、政府系、その他）は過去 5 か年合計で数件であり、信用金庫の積極さが際立つ。なかでも、令和 4（2022）年度は、指定金融機関が関与していない事例の全てを信用金庫が関与している。

3.3 信用金庫の関与動向

信用金庫が関与事例について、指定金融機関の業態別に整理したものが図表 9 である。過去 5 か年合計 26 件のうち、地方銀行が 19 件、主要行が 6 件を占めており、指定金融機関を担当してきた「地域内での預金・貸出の規模が大きい銀行（地域一番手銀行）」に代わって、プロジェクトベースでの関与を重ねて成果を挙げているものとみられる。地域課題を「自分事」として受け止め、指定金融機関に遠慮することなく地方公共団体にアプローチする信用金庫が一定数存在するものとする¹⁴。

図表 9 指定金融機関に代わり信用金庫が関与した事例の状況

	地方公共団体名記載有	指定金関与無	信用金庫 [※] 関与(のべ)*	信用金庫が指定金に代わって関与した事例の指定金					
				地銀	第二地銀	信用金庫	信用組合	JA等	主要行
令和 5（2023）年度	11 100.0%	4 36.4%	3 27.3%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%
令和 4（2022）年度	13 100.0%	7 53.8%	7 53.8%	5 38.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%
令和 3（2021）年度	18 100.0%	6 33.3%	2 11.1%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%
令和 2（2020）年度	28 100.0%	16 57.1%	8 28.6%	7 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.6%
令和元（2019）年度	17 100.0%	10 58.8%	6 35.3%	4 23.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%	1 5.9%
5か年計	87 100.0%	43 49.4%	26 29.9%	19 21.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	6 6.9%

註 1：令和元年度については、R2-24「しんみせ応援プロジェクト ～長野県北信地方全 15 市町村との連携による創業支援の取組～」においては、地方銀行と JA 等がともに 7 団体において指定金融機関となっていることから、二重に計上している。このため、図表 7 においては信用金庫が関与した事例数を「のべ数」と表記した。

註 2：地銀には埼玉りそな銀行を含む。JA 等には JA のほか農林中央金庫を含む。

出所：筆者作成

¹⁴ 地方公共団体との連携に積極的なことで知られる但馬信用金庫（本店：兵庫県豊岡市）ヒアリングでは、地域活性化に取り組むモチベーションについて、営業基盤と重なる基礎自治体（市区町村）の経済の活性・沈滞の如何が、金融機関としての経営に直結するため、メインバンクである指定金融機関に遠慮せず「できるところから連携していく」という積極的な姿勢としているとの説明を受けた。

第4章 おわりに

4.1 本論文の課題

本論文では、「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果～地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例～」（「内閣府調査」）の直近5か年度分（145事例）を対象に、地方公共団体のメインバンク（主力取引銀行）である指定金融機関の地方創生の取組への関与状況について議論した。第3章の議論を通じて、指定金融機関の関与は漸増傾向にあること、指定金融機関以外では信用金庫が地方創生への関与に意欲的であることが明らかとなった。

本論文の限界と課題について整理する。第1に、本論文では地方創生の優れた取組を内閣府が顕彰した事例に掲載された資料の記載事項のみに依拠した限界について述べる。本論文では、地方公共団体の参加が確認できない47事例（後掲資料A）、地方公共団体名が確認できない11事例（後掲資料B）の合計58事例は分析の対象から外しており、全145事例の40%に相当する事例が分析対象から漏れている。この中に、地方創生における地方公共団体と金融機関の関係性について重要な含意が存在しないと言い切れない。今後は、これらの事例をより詳細に調査し、ストラクチャー・シートを作成するなど取組の全体像やガバナンス、リスク分担、資金提供の構造について可視化することで、外形資料では見えない関係性の実態をより明らかにしていくことが望まれる。

第2に、取引銀行以外のステークホルダーの関係性についての分析が行われていないことについて述べる。地方創生における金融機関の役割は重要であるが、地方創生で実際に行動する主体・担い手がいなければ地方創生は結実しない。金融機関は、行政（国・地方公共団体）をはじめとした地方創生のプレーヤーを支えるエコシステムの一つでしかない。

4.2 地方公共団体のメインバンク（指定金融機関）の役割

しかし、地方創生をはじめとした地方公共団体の運営のあらゆる領域でPPP（公民連携・官民連携）の必要性が叫ばれて久しく、国・地方を問わず財政状況の厳しさが深まる状況においては、公共性の意義がある事業であっても税や公債の活用を当然視せずに民間事業としての成立可能性や民間資金の活用可能性を追求することの必要性・重要性は高まるのは必然である。内閣府が推進している「地方創生SDGs金融」（図表10）では、機関投資家などを含んだダイナミックな資金還流を目指している。近年益々広がっているESG投資¹⁵やインパクト投資¹⁶の潮流拡大がこの動きを後押しするものと期待されるものの、

¹⁵ ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））を考慮した投資活動や経営・事業活動を指す。ESGは投資活動から始まった概念であり、ESG投資では、一般に企業の財務情報に加えて環境及び社会への配慮、企業統治の向上等の情報を加味し、中長期的なリターンが目指されるなどしていたが、昨今は、企業経営においてもESGに配慮する傾向があり（いわゆるESG経営）、ESGの考え方は、投資に限定されるものではない。（内閣府[2020]）

¹⁶ インパクト投資とは、財務的リターンと並行して、ポジティブで測定可能な社会的及

地域内に地域内外の投資を集められるかどうかは、地方公共団体が資本市場をも視野に入れて働きかける体制を作れるかどうかが課題となる。

図表 10 地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環形成の全体像



出所 内閣府[2019]

また、近年、PPP の手法が注目されている LABV¹⁷や、社会的インパクト投資を活用した新たな PPP 手法である PFS¹⁸や SIB¹⁹を活用するためには、事業リスクをとることに限界が

び環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資行動を指します。従来、投資は「リスク」と「リターン」という 2 つの軸により価値判断が下されてきました。これに「インパクト」という第 3 の軸を取り入れた投資、かつ、事業や活動の成果として生じる社会的・環境的な変化や効果を把握し、社会的なリターンと財務的なリターンの双方を両立させることを意図した投資を、インパクト投資と呼ぶ。(GSG Impact JAPAN (旧称:GSG 国内諮問委員会) ウェブサイト)

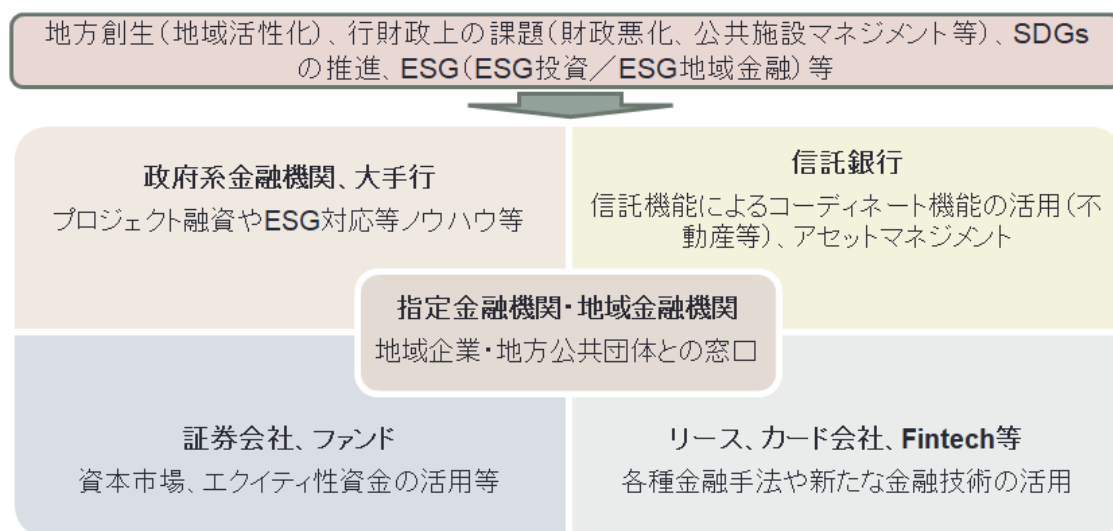
¹⁷ LABV (Local Asset Backed Vehicle) とは、地方公共団体が公有地や公共施設などの資産を出資し、民間企業が資金を出資することにより官民協働の事業体を設立し、まちづくり等に資する開発事業を連鎖的に行うビジネスモデルである (遠藤[2023])。ガバナンス面を含めた論点については、中村[2023]や根本[2024]で議論されている。

¹⁸ 成果連動型民間委託契約方式 (Pay For Success) は、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う官民連携の手法である。その成果達成の方法について、民間の創意工夫を最大限引き出すことにより、従来型委託方式に比べて、社会課題が効果的に解決されることが期待される (内閣府 [2024])。

¹⁹ ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) による PFS 事業は、PFS 契約による最終的な支払いを前提に、当該事業に係る資金調達を受託者が金融機関等の資金提供者から行い、その償還等が地方公共団体等の成果連動払等の額に応じて行われるものである (内閣府 [2024])。

ある銀行融資以外の多様な金融手法（保険、信託、証券、リース等後掲図表 8 を参照）も適切に活用して PPP 事業を案件化することが必要である。そのためには、地方公共団体と密接な関係にある指定金融機関（メインバンク）との関係を基軸とし、銀行融資以外の多様な金融手法を提供する業態（保険、信託、証券、リース等。前掲図表 8）も適切に活用することが求められよう。

図表 8 多様な金融手法／業態との連携 ～キャパシティや手段の限界を超える～



出所：筆者作成（「地域金融論」2024年度前期13講講義資料を一部改変）

ここで課題となるのが、発注者に寄り添いつつも、事業成立のために時に厳しく指摘をすることで「Bankable」なプロジェクトとして事業が成立させる FA（フィナンシャル・アドバイザー）の役割を誰がどのように担うのか、という論点である。大規模な事業であれば、金融機関や監査法人、コンサルティング会社を起用して FS（フィージビリティスタディ）を行う調査予算を負担しうるが、案件の初期段階（構想段階）にあるものは調査費用の予算計上についてのハードルが高いのが実情である。ADB（アジア開発銀行）がドナー国と設置した PDF（Project Development Fund）を参考にした調査予算の回転利用化がその解決策に資するものと考えられる²⁰が、同様の仕組みを持つこと関係法規（会計法、予決令等）との整合を図る必要が生じる。このため、現段階においては、調査費用が十分に確保できていない状況であっても、地方公共団体のメインバンク（主力取引銀行）が事業構想段階から簡易的な調査を担当し、「Bankable」なプロジェクトとして成立させていく道筋をつけることが望ましいと考える。

以上の議論を踏まえると、地方公共団体と金融機関との関係性は、メインバンク（主

²⁰ 筆者が美原融氏（東洋大学大学院元客員教授）と寄稿した美原・藤木[2014]では ADB（アジア開発銀行）が取り組んでいる PDF（Project Development Fund）を紹介し、十分な調査費用を活用して質の高いプロジェクトを組成し落札者から回収するスキームを紹介している。スキーム図は美原・藤木[2014]の図表 7 及び 8 等を参照。

力取引銀行)との関係性が全てを規定するとは言い切れないものの、これからの地域経営の成否の鍵を握る PPP の活用に必要なもの、地方公共団体が民間事業の事業計画や資金調達(ファイナンス)をも視野に入れて事業構想段階から検討を進めていく体制を組むことを考えると、地方公共団体のメインバンク(主力取引銀行)との安定的な関係性を基盤として、協力的な関係を構築できているか否かによって、PPP の活用の可能性/幅の広さに影響しうると筆者は考えている。執筆時点でこの見解を学術的に十分なエビデンスを伴って裏づけるものが蓄積されていない状況にあるものと考えているが、公的部門を対象とした銀行取引理論(リレーションシップ・バンキング理論)の研究蓄積がこれまで殆どなされていないため現状では止むを得ないものと考えざるを得ない。筆者は、こうした議論を行うための金融機関と地方公共団体と関係性(リレーションシップ)について、関係する制度、理論、論点を網羅的に整理した博士論文(藤木[2024-3])を基に、著書『指定金融機関の未来』(藤木[2025])の出版を予定している。これまでの蓄積を基にして、地方公共団体が PPP を推進する基盤となる金融機関との関係性(リレーションシップ)について、今後も研究を重ねていきたいと考えている。

謝辞

内閣府「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果」の分析に必要な事例のデータベース化にあたって、西村尚氏(東洋大学 PPP 研究センターリサーチ・パートナー)に協力頂いた。ここに謝意を表す。

参考文献

- 植杉威一郎・内田浩史・小倉義明・小野有人・胥鵬・鶴田大輔・根本忠宣・平田英明・安田行宏・家森信善・渡部和孝・布袋正樹[2009]「金融危機下における中小企業金融の現状 『企業・金融機関との取引実態調査(2008年2月実施)』、『金融危機下における企業・金融機関との取引実態調査(2009年2月実施)』の結果概要」、RIETI Discussion Paper Series 09-J-020、経済産業研究所
- 遠藤健[2023]「LABV 手法を用いた地域課題解決型事業における留意点の検証 ～山陽小野田市 LABV プロジェクトからの考察～」東洋大学 PPP 研究センター紀要(17)e1703、pp. 1-23
- 総務省[2023]「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費負担に関する調査結果」(令和4年3月)
- 内閣府[2019]「地方創生 SDGs 金融の官民連携のパートナーシップによる自律的好循環形成に向けて」
- 内閣府[2020]「令和2年度障害者差別の解消の推進に関する国内外の取組状況調査報告書」
- 内閣府 [2024]「成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success) 共通的ガイドラ

イン（令和6年2月改訂）」

- 中村伊知雄[2023] 日本銀行金融高度化ワークショップ配付資料「金融機関による地域・顧客の課題解決支援～銀行業高度化等会社を活用した取組みに焦点を当てて」（2023年2月27日開催）
- 中村郁博[2023] 「地域経営型官民連携プロジェクトにおけるファイナンスを通じた地域住民の参画と経営ガバナンスの一考察 ～山陽小野田市 LABV プロジェクトの事例分析に基づく 地域エンゲージメントファイナンスの応用可能性～」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』第17号 e1902、pp. 1-28
- 根本祐二[2011] 「PPP 研究の枠組みについての考察(1)」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』創刊号、pp. 19-28
- 根本祐二[2012] 「PPP 研究の枠組みについての考察(2)」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』第2号、pp. 4-20
- 根本祐二[2024] 「PPP の公共性命題に関する一考察」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』第19号 e1902、pp. 1-17
- 藤木秀明[2012] 「金融機関と「地域」の関わり方についての一考察－地域経営の危機に対する責任ある対応の有り方について－」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』第2号、pp. 21-40
- 藤木秀明[2012-2] 「東日本大震災被災地の地域金融の課題を解決するために望まれる地域金融機関及び資金供給手法についての考察」『国際公共経済学研究』(23) pp. 221-233
- 藤木秀明[2017] 「地域の課題解決と地域金融機関経営を両立するビジネスモデルの在り方についての一考察」『大和大学研究紀要（政治経済学部編）』(3) pp. 51-62
- 藤木秀明[2017-2] 「金融機関の PPP のコーディネーターとしてのポテンシャル」『日経研月報』2017年11月号 pp. 24-34
- 藤木秀明[2018] 「地方自治体における PPP（公民連携）と CSV（共有価値の創造）の関係についての一考察」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』(8) e0807 pp. 1-20
- 藤木秀明[2020] 「地方創生と地域金融機関 ～地域課題に協調して取り組むためのあり方と PPP～」『日経研月報』2020年8月号 pp. 24-33
- 藤木秀明[2020-1] 「地域密着型金融における公民連携（PPP）の位置づけと地域金融機関における推進上の課題－PPP/PFI のプラットフォームとの関連を中心に－」『国際公共経済研究』(31)、pp. 117-125
- 藤木秀明[2021] 「地方公共団体と地域金融機関の協力関係の将来像」『金融ジャーナル』2021年10月号 pp. 88-91
- 藤木秀明[2022] 「地方公共団体と地域金融機関の本質的な協調関係の構築についての一考察－インパクトファイナンスとの関係を中心に－」『公民連携白書 2021～2022 PPP と社会的評価』 pp. 59-68
- 藤木秀明[2024] 「金融機関における公金出納業務の課題と対応策－公金出納業務の DX 推

- 進により、共創のパートナーとしての関係再構築をー」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』(18)e1801、pp. 1-34
- 藤木秀明[2024-2]「金融機関における地公体取引の課題 公金収納の抜本的な効率化と共創のパートナーとしての関係構築を」『金融ジャーナル』2024年2月号 pp. 58-63
- 藤木秀明[2024-3]「地方公共団体における指定金融機関の関係性に関する研究」神戸大学大学院経済学研究科
- 藤木秀明[2025]『指定金融機関の未来』金融財政事情研究会（近刊）
- 松浦克己[1993]「メインバンクの選択と行動：銀行と企業からみたメインバンクの選択、メインバンクの危機処理行動」『証券経済』、日本証券経済研究所大阪研究所、(186)、pp. 127-150
- 美原融・藤木秀明[2014]「アジア PPP の概況、可能性と課題」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』第4号、pp. 21-40
- GSG Impact JAPAN（旧称：GSG 国内諮問委員会）ウェブサイト
<https://impactinvestment.jp/impact-investing/about.html>（2025年2月27日閲覧）
- ソーシャルバンク・コミュニティ ウェブサイト
<https://social-bank.community/>（2025年2月27日閲覧）

付属資料 内閣府調査の指定金融機関の関与についての整理結果

資料A 地方公共団体の参画が確認できない事例

資料B 地方公共団体名が確認できない事例

資料C 地方公共団体名が確認でき、指定金融機関が関与した事例

資料D 地方公共団体名が確認でき、指定金融機関が関与していない事例

資料A 地方公共団体の参画が確認できない事例（その1）

No.	年度 -枝番	標題	民間金融機関	分類	所在地	政府系金 融機関
1	R5-1	『衰退産業再生×琵琶湖の水質・生態系保全×CO2削減』～経済と環境の持続的な両立を実現～	りそな銀行	都銀	大阪	
			関西みらい銀行	地銀	大阪	
2	R5-2	北海道初の酒造好適米『山田錦』栽培支援の取組～道銀・酒米プロジェクト～	北海道銀行	地銀	北海道	
3	R5-4	デジタルを活用した福利厚生サービス～地域創生に資するエコシステムの構築～	筑波銀行	地銀	茨城	
4	R5-5	福井銀行×福井新聞社 地域版スーパーアプリ『ふくアプリ』を活用した地域DX事業	福井銀行	地銀	福井	
5	R5-15	チャットボットと電子カタログを活用した取引先への提案内容・提案スキルの標準化等に向けた取組	玉島信用金庫	信金	岡山	
6	R4-3	研究学園都市つくばを中心とした地域のスタートアップ支援	筑波銀行	2地銀	茨城	
7	R4-4	コロナ禍における地域医療への貢献 ～エコーカー 寄贈& 当行研修センター活用～	千葉銀行	地銀	千葉	
8	R4-5	独自の金融教育プログラム『はまぎん おかねの教室ウェブサイト』	横浜銀行	地銀	神奈川	
9	R4-10	フィンテックベンチャー/信用保証協会と共創した取引先の資金繰り把握の精緻化等支援について	筑邦銀行	地銀	福岡	
10	R4-11	地域の小規模事業者特化型の事業承継支援～地元応援型M&Aサービス“とちぎ”の結び目の創設～	栃木銀行	2地銀	栃木	
11	R4-14	寄付車を活用した平時と災害時の支え合いの仕組み～宮城県石巻市から全国へ～	石巻信用金庫	信金	宮城	
12	R4-22	サーモン陸上養殖事業への事業性評価ノウハウなどの多角的なソリューションの提供について	農林中央金庫	JA等	全国	
13	R4-23	全社をあげて地域を応援『地元の元気プロジェクト』～つながり、ふれあい、ささえあう地域社会を～	明治安田生命保険	生保	全国	
14	R4-24	リアルタイム被害予測の普及・啓発を通じた地域における防災・減災取組支援	三井住友海上火災保険	損保	全国	
			あいおいニッセイ同和損害保険	損保	全国	
15	R4-25	保険機能の活用と最先端の復旧技術を利用した生活再建支援体制の構築	東京海上日動火災保険	損保	全国	
16	R3-3	農産物流通事業の地域商社への出資及び経営支援～株式会社HAL GREEN～	北海道銀行	地銀	北海道	
17	R3-4	台湾企業から地域商社への出資受入を通じた取引先の海外支援強化	秋田銀行	地銀	秋田	
18	R3-6	IP(知的財産)を活用した取引先の商品開発及び販路拡大支援	横浜銀行	地銀	神奈川	
19	R3-13	地域企業に対するICT活用支援	伊予銀行	地銀	愛媛	
20	R3-16	北海道経済産業局と連携した産業界の人材マッチング事業	北洋銀行	2地銀	北海道	JFC
21	R3-26	しみずみらい応援団 ～農産物の購入で子どもたちの未来を応援しよう～	清水農業協同組合	農協	静岡	
22	R3-27	ドライブレコーダーのデータを活用した『道路点検支援サービス』の提供	三井住友海上火災保険	損保	全国	
23	R3-28	デジタル技術（テレマティクス技術）の活用により交通安全取組を支援	あいおいニッセイ同和損害保険	損保	全国	
24	R3-29	地域企業のM&A促進を通じた、地域経済の持続的成長支援	東京海上日動火災保険	損保	全国	
25	R2-1	日本で初めての新たな事業承継 ～『YMFG Search Fund』～	山口FG	地銀	山口	
			山口銀行	地銀	山口	
			もみじ銀行	2地銀	広島	
			北九州銀行	地銀	福岡	

註：JFCは日本政策金融公庫を指す。

出所：筆者作成

資料A 地方公共団体の参画が確認できない事例（その3）

No.	年度 -枝番	標題	民間金融機関	分類	所在地	政府系金融機関
40	R1-13	信用金庫のネットワークが「地域を越えたマッチング」を実現～“よい仕事おこし”フェア・ネットワーク	城南信用金庫	信金	東京	
41	R1-16	地域金融機関との「異業種間シームレス&可逆型人材交流制度」の設計と実装	藍澤証券	証券	東京	
42	R1-18	みのおね横丁～銭湯を核に多様なコミュニティ機会の創出による地域経済の持続的発展～	気仙沼信用金庫	信金	宮城	
43	R1-20	阿寒地域における観光産業の新たなプラットフォームづくり	釧路信用金庫	信金	北海道	DBJ
			北洋銀行	2地銀	北海道	
			北海道銀行	地銀	北海道	
44	R1-23	地方創生研鑽会～異業種交流で地域を活性化～	東京海上日動火災保険	損保	全国	
45	R1-24	地域参加型創業者応援・マッチングイベント「地域クラウド交流会(ちいワラ)」の開催による地域活性化	第一勧業信用組合	信組	東京	
			伊予銀行	地銀	愛媛	
			京都信用金庫	信金	京都	
			関西みらい銀行	地銀	大阪	
			但馬信用金庫	信金	兵庫	
			埼玉信用組合	信組	埼玉	
			みちのく銀行	地銀	青森	
			糸魚川信用組合	信組	新潟	
46	R1-28	地域ぐるみで取り組む山中漆器産地での「伝統工芸の挑戦」	北國銀行	地銀	石川	
47	R1-29	福島県・会津地域におけるスマートレシート推進による地域活性化及びデータ連携基盤整備	東邦銀行	地銀	福島	

註：DBJ は日本政策投資銀行を指す。

出所：筆者作成

資料B 地方公共団体名が確認できない事例

No.	年度 -枝番	標題	民間金融機関	分類	所在地	政府系金融機関
1	R4-6	デジタルマップの活用による地域のDX・SDGs 推進	十六FG	地銀	岐阜	
2	R4-8	地域中小零細企業へのデジタル化支援について	滋賀銀行	地銀	滋賀	
3	R3-1	観光産業をテーマとした会員制イノベーションHUB『MUIC Kansai』	三菱UFJFG	主要行	全国	
			三菱UFJ銀行	主要行	全国	
4	R3-15	障がい者アートの商業化～『支援活動』から『事業活動』へ～	大分銀行	地銀	大分	
5	R3-18	信用金庫の広域連携による圏央道沿線地域の地域資源・地域産品の発掘・発信プロジェクト	多摩信用金庫	信金	東京	
			水戸信用金庫	信金	茨城	
			埼玉縣信用金庫	信金	埼玉	
			千葉信用金庫	信金	千葉	
			平塚信用金庫	信金	神奈川	
6	R3-21	子育て世帯を応援し、地域の活性化に取り組んでいます～たかまつしんきんキッズクラブ～	高松信用金庫	信金	香川	
7	R2-6	地域商社『ブリッジにいがた』による県産品の販路開拓支援の取組	第四北越FG	地銀	新潟	
8	R1-25	外国人技能実習事業を通じた人材に関する課題解決支援～適正な制度運営による国際貢献と地域活性化	鹿児島銀行	地銀	鹿児島	
9	R1-26	外国人留学生の地域企業への就職支援マッチング	浜松磐田信用金庫	信金	静岡	
10	R1-33	地域課題解決に向けた地方公共団体と民間企業とのマッチングイベントの開催	七十七銀行	地銀	宮城	
11	R1-34	デジタル掲示板を通じた、地域社会課題を助け合いで解決を目指す感謝ポイントサービス	富山第一銀行	2地銀	富山	

出所：筆者作成

資料C 地方公共団体名が確認でき、指定金融機関が関与した事例（その1）

No.	年度・枝番	標題	民間金融機関	分類	所在地	政府系金融機関	地方公共団体	分類	指定金融機関 (輪番性を敷く他行庫等を含む)
1	R5-3	地域の脱炭素社会の実現に向けた面的支援の取組	岩手銀行	地銀	岩手		八幡平市 釜石市 遠野市 北上市 一戸町 岩手町 九戸村 矢巾町 金ヶ崎町 住田町	地銀 地銀 地銀 地銀 地銀 地銀 地銀 地銀 地銀 地銀	岩手銀行 岩手銀行 岩手銀行 岩手銀行 岩手銀行 東北銀行 岩手銀行 岩手中央農業協同組合 岩手銀行 岩手銀行
2	R5-6	シトラスパーク瀬戸田（尾道市・瀬戸田町）再生事業～地域課題解決策創出の拠点として～	広島銀行	地銀	広島		尾道市	地銀	広島銀行
3	R5-7	スタートアップエコシステム構築に向けた産学官金連携によるスタートアップ支援	山口銀行	地銀	山口		山口県	地銀	山口銀行
4	R5-8	県・県医師会との協働による地域医療継続支援～医業承継支援及び地域医療構想の機運醸成～創	百十四銀行	地銀	香川		香川県	地銀	百十四銀行
5	R5-9	愛媛県大洲市における歴史的資源を活用した持続可能な観光まちづくり	伊予銀行	地銀	愛媛		愛媛県 大洲市 内子町	地銀 地銀 JA等	伊予銀行 伊予銀行 愛媛たいき農業協同組合
6	R5-10	産学官金連携による緑の流域治水を核とした持続可能な地域の実現に向けた取組	肥後銀行	地銀	熊本		熊本県	地銀	肥後銀行
7	R5-13	小水力発電事業を活用した奥飛騨温泉郷活性化支援	高山信用金庫	信金	岐阜		高山市	地銀/信金/信組/JA等	十六銀行/高山信用金庫/飛騨信用組合/飛騨農業協同組合
8	R4-2	山形銀行が『地域のものづくり産業競争力向上』へ挑むプログラム＝MSP	山形銀行	地銀	山形		山形県	地銀	山形銀行
9	R4-7	全国初となるPark-PFI事業に対するソーシャルローンの取組を通じた地域経済の活性化支援	百五銀行	地銀	三重		津市	地銀	百五銀行
10	R4-9	産学官金連携による長期的な視点でのまちづくり～山陽小野田市LABVプロジェクト～	山口銀行	地銀	山口		山陽小野田市	地銀	山口銀行
11	R4-12	ICTを活用した地域農業支援～アグリテックを活用した所得向上プロジェクト～	伊達信用金庫	信金	北海道		伊達市 壮瞥町	信金 信金	伊達信用金庫 伊達信用金庫
12	R4-13	酪農家と製材業者の連携による地域森林資源を活用した酪農振興への支援の取組	北見信用金庫	信金	北海道		興部町	信金	北見信用金庫
13	R4-19	観光まちづくりによる面的活性化支援～伊豆半島中心部3温泉地における取組～	三島信用金庫	信金	静岡		伊豆市	地銀/信金	静岡銀行/スガ銀行/三島信用金庫
14	R3-2	京都府立山城総合運動公園の民間活力導入による有効活用について～太陽が丘アウトパーク～	三井住友銀行 京都銀行	都銀 地銀	全国 京都		京都府 京都府		京都銀行 京都銀行
15	R3-5	『有害鳥獣駆除代行×シジメ食肉流通』事業化支援	千葉銀行	地銀	千葉		千葉県 茂原市 富津市 市原市 長南町 長柄町	地銀 地銀 地銀 地銀 JA等 JA等	千葉銀行 千葉銀行 千葉銀行 千葉銀行 長生農業協同組合 長生農業協同組合
16	R3-7	『共創型企業・人材展開プログラム』による関係人口創出と地域産業活性化	北國銀行	地銀	石川		石川県 金沢市	地銀 地銀	北國銀行 北國銀行
17	R3-8	女性行員プロジェクトチーム「Jewelia（ジュエリア）」によるマッチングサービスの導入	十六銀行	地銀	岐阜		岐阜市	地銀	十六銀行
18	R3-9	サステナビリティ・リンク・ローンの商品化による地域のSDGs推進と、ESG投融資の活性化	滋賀銀行	地銀	滋賀		滋賀県	地銀	滋賀銀行
19	R3-10	福知山市における遊休公有資産の活用支援～『廃校マッチング』の実施～	京都銀行	地銀	京都		福知山市	地銀	京都銀行
20	R3-11	産学官連携によるストレスサイエンスを活かした先進的ワークショッププログラム	山陰合同銀行	地銀	島根		松江市	地銀	山陰合同銀行
21	R3-12	地域の隠れた魅力を発見するモニタリング研修会“瀬戸内モニターガールズ”の活動	百十四銀行	地銀	香川		香川県	地銀	百十四銀行
22	R3-14	自治体と連携した副業・兼業人材マッチング事業の立ち上げ・取組	福岡銀行	地銀	福岡		直方市	地銀	福岡銀行
23	R3-17	無償譲渡物件のマッチングサイト活用による地域の空き家対策への貢献	旭川信用金庫	信金	北海道		比布町 当麻町 鷹栖町	信金 2地銀 JA等	旭川信用金庫 北洋銀行 たいせつ農業協同組合
24	R3-19	『上田市公共交通キャッシュレス化プロジェクト』をはじめとする上田市スマートシティ化計画の推進支援	上田信用金庫	信金	長野		上田市	地銀	八十二銀行
25	R3-22	自治体、経済団体等と連携した地域商品券の電子化による地域活性化	筑邦銀行	地銀	福岡		うきは市	地銀	福岡銀行/筑邦銀行/西日本シティ銀行
26	R3-25	スマート農業で『高知のしとう』復活へ～四国電力㈱と農林中央金庫によるしとう生産の取組～	農林中央金庫	JA等	全国		高知県 南国市	地銀 JA等	四国銀行 高知県農業協同組合

註：R3-22「自治体、経済団体等と連携した地域商品券の電子化による地域活性化」は、他府県（日田市）の日田信用金庫の取組と区別して集計した。

出所：筆者作成

資料C 地方公共団体名が確認でき、指定金融機関が関与した事例（その2）

No.	年度-枝番	標題	民間金融機関	分類	所在地	政府系金融機関	地方公共団体	分類	指定金融機関 (輪番性を敷く他行庫等を含む)
27	R2-7	協同組合を母体とした事業者・金融機関・自治体等の連携による販路拡大及び地域PRの取組	渡島信用金庫	信金	北海道		北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 鹿部町 森町 八雲町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町	信金 2地銀 信金 信金 地銀 信金 信金 2地銀 2地銀 信金 信金 信金 信金 地銀 信金	道南うみ街信用金庫 北洋銀行 道南うみ街信用金庫 道南うみ街信用金庫 北海道銀行 渡島信用金庫 渡島信用金庫 北洋銀行 北洋銀行 道南うみ街信用金庫 道南うみ街信用金庫 道南うみ街信用金庫 道南うみ街信用金庫 北海道銀行 渡島信用金庫
28	R2-8	若手陶芸家等(ツクリテ)の定着支援と支店跡地を活用した地域の魅力向上への取組	瀬戸信用金庫	信金	愛知		瀬戸市	信金	瀬戸信用金庫
29	R2-11	漫画を起点とした地域活性化・国内外からの移住定住促進支援の取組～阿蘇を漫画の聖地へ～	肥後銀行	地銀	熊本		高森町	地銀	肥後銀行
30	R2-15	自治体と連携したスタートアップ支援・オープンイノベーション施設開設～hoops link kobe開設～	三井住友銀行	主要行	全国		兵庫県 神戸市	主要行 主要行	三井住友銀行 三井住友銀行
31	R2-18	『SAITAMA出会いサポートセンター』(通称『恋たま』)による結婚支援	埼玉りそな銀行	地銀	埼玉		埼玉県 坂戸市	地銀 地銀	埼玉りそな銀行 埼玉りそな銀行
32	R2-19	結婚に向けた出逢いの場の提供、創出そしてパートナーへ～信用金庫による婚活支援～	苫小牧信用金庫 旭川信用金庫 帯広信用金庫	信金	北海道		苫小牧市 むかわ町 厚真町 白老町 新冠町 旭川市 清水町 士幌町 音更町 浦幌町 広尾町 陸別町	信金 信金 信金 信金 信金 信金 信金 JA等 JA等 信金 地銀 信金	苫小牧信用金庫 苫小牧信用金庫 苫小牧信用金庫 室蘭信用金庫 苫小牧信用金庫 旭川信用金庫 帯広信用金庫 士幌町農業協同組合 音更町農業協同組合 帯広信用金庫 北海道銀行 帯広信用金庫
33	R2-20	地域における女性活躍推進プロジェクト『輝く女性の活躍を加速するちばのリーダーの会』	千葉銀行	地銀	千葉		千葉市	地銀	千葉銀行
34	R2-23	『産官学金言士』の特徴を活かした中心市街地活性化事業～角盤町エリア“復活”プロジェクト～	山陰合同銀行	地銀	島根		米子市	地銀	山陰合同銀行
35	R2-26	DMCを核とした地域観光経営による経済活性化(高知県観光活性化ファンド)	四国銀行	地銀	高知	REVIC	高知県		四国銀行
36	R2-29	あらゆる働き手と地域中小企業を繋ぎ、就労による地域定着を図ることのできる地方創生を実現する！	旭川信用金庫	信金	北海道		北海道 旭川市 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町	2地銀 信金 JA等 信組 2地銀 信金 信金 JA等 JA等 地銀	北洋銀行 旭川信用金庫 たいせつ農業協同組合 北央信用組合 北洋銀行 旭川信用金庫 旭川信用金庫 上川中央農業協同組合 東川町農業協同組合 北海道銀行
37	R2-33	特別保証認定プロセスの電子化(新型コロナ関連融資)によって、資金繰支援の大幅な迅速化を実現	北國銀行 のと共栄信用金庫	地銀 信金	石川		石川県 七尾市 加賀市 志賀町	地銀 地銀 地銀 地銀	北國銀行 北國銀行 北國銀行 北國銀行
38	R2-35	コロナ禍における電子地域通貨『さるぼコイン』の活用による地域消費喚起の取組	飛騨信用組合	信組	岐阜		飛騨市 高山市	地銀/信金/信組/JA等 地銀/信金/信組/JA等	十六銀行/高山信用金庫/飛騨信用組合/飛騨農業協同組合 十六銀行/高山信用金庫/飛騨信用組合/飛騨農業協同組合
39	R1-4	地域の創業エコシステム形成への取組	中国銀行	地銀	岡山		岡山市	地銀	中国銀行
40	R1-7	地域資源を用いた新ビジネス創出による共有価値の創造～日本酒コンクール「SAKE selection」の新設	百五銀行	地銀	三重		三重県	地銀	百五銀行
41	R1-14	地方公共団体と連携した新現役交流会の開催及びWebシステムの活用による地域中小企業の課題解決に向けた取組	しずおか焼津信用金庫 静岡信用金庫 静岡銀行	信金 信金 地銀	静岡		静岡市 静岡市 静岡市	地銀 地銀 地銀	静岡銀行/清水銀行 静岡銀行/清水銀行 静岡銀行/清水銀行
42	R1-19	ファンドの活用による歴史的資源を活かした観光地域経済活性化モデルの構築	京葉銀行 佐原信用金庫	地銀 信金	千葉	REVIC	香取市	2地銀	京葉銀行

註：REVIC は地域経済活性化推進機構を指す。

出所：筆者作成

資料C 地方公共団体名が確認でき、指定金融機関が関与した事例（その3）

No.	年度-枝番	標題	民間金融機関	分類	所在地	政府系金融機関	地方公共団体	分類	指定金融機関 (輪番性を数く他行庫等を含む)
43	R1-21	健康増進・病気予防に向けたソーシャル・インパクト・ボンドの取組	三井住友銀行 SMBC信託銀行	都銀 信託	全国 全国		神戸市	主要行	三井住友銀行
44	R1-22	公民連携コミュニティ複合施設「隼Lab.」の運営支援及び事業者支援	鳥取銀行	地銀	鳥取		八頭町	地銀	鳥取銀行
45	R1-30	J-クレジットを活用したSDGsへの貢献～林業への資金循環創出支援～	山陰合同銀行	地銀	島根		鳥取県	地銀	山陰合同銀行
46	R1-31	官民一体となった地域企業のSDGs取組支援	三井住友海上火災保険 八十二銀行 長野銀行 長野県信用組合 長野県信用金庫協会	損保 地銀 地銀 信組 信金	全国 長野 長野 長野 長野		長野県	地銀	八十二銀行

出所：筆者作成

資料D 地方公共団体名が確認でき、指定金融機関が関与していない事例（その1）

No.	年度-枝番	標題	民間金融機関	分類	所在地	政府系金融機関	地方公共団体	指定金の分類
1	R5-11	地域に根付いたSDGs推進で地方創生 ～ひとり親世帯等の高校生に対する学習支援～	横浜信用金庫	信金	神奈川		横浜市	地銀
2	R5-12	スマートミール応援プロジェクト～『健康な食事・食環境』認証取得支援事業～	静岡信用金庫	信金	静岡		静岡市	地銀
3	R5-14	地域の子ども達に向けた第3の居場所づくり『宿題カフェ』を通じた地域課題支援	枚方信用金庫	信金	大阪		門真市	主要行
4	R5-16	官民一体となったブルーカーボンアクションプロジェクト ～ウニを採って・育てて・豊かな海を取り戻す～	農林中央金庫	JA等	全国		鳥取県	地銀
5	R4-1	旅先納税スキームを活用した地域の観光DXの支援～eギフト『DATEMO』の実装サポート～	北海道銀行	地銀	北海道		伊達市	信金
6	R4-15	人口減少が進むエリアでの廃校の有効活用	銚子信用金庫	信金	千葉		東庄町	地銀
7	R4-16	『御宿場印』を通じた『新たな観光地づくり』への取組について	足立成和信用金庫 会津信用金庫 鹿沼相互信用金庫	信金 信金 信金	東京 福島 栃木		足立区	主要行
8	R4-17	深刻化する待機児童問題の解決に向けた店舗内保育所併設と子育て支援	世田谷信用金庫	信金	東京		世田谷区	主要行
9	R4-18	多文化共生社会づくりの実現に向けた金融教室	浜松磐田信用金庫	信金	静岡		浜松市	地銀
10	R4-20	LLP（有限責任事業組合）を活用した高度外国人材の就労促進・定着支援	遠州信用金庫	信金	静岡		浜松市	地銀
11	R4-21	NPO法人と連携した但馬2次医療圏域における持続可能な医療福祉提供体制の再構築支援事業	但馬信用金庫	信金	兵庫		養父市	地銀
12	R3-20	様々な人の『？』が集まる場所 Community Building『QUESTION』	京都信用金庫	信金	京都		京都市	主要行
13	R3-22	自治体、経済団体等と連携した地域商品券の電子化による地域活性化	日田信用金庫	信金	大分		日田市	地銀
14	R3-23	人口減少・過疎化が進行する上小阿仁村を日本一元気な村へ、村と共に挑む地方創生への取組	秋田県信用組合	信組	秋田		上小阿仁村	地銀
15	R3-24	コロナ禍で苦しむ飲食店を電子地域通貨『アクアコイン』で迅速に支援	君津信用組合	信組	千葉		木更津市	地銀
16	R3-30	長崎における産官学民連携での地方創生の取組～保険会社のノウハウをフル活用～	メットライフ生命保険	生保	全国		長崎県 長崎市	地銀 地銀
17	R3-31	売電収入で集落の水道設備を刷新する信託スキームを組成	すみれ地域信託	信託	岐阜		朝日町	JA等
18	R2-3	コロナに打ち勝て！オール岐阜でのマスク生産～岐阜県内中小企業によるゼロからの挑戦～	岐阜信用金庫	信金	岐阜		岐阜県	地銀
19	R2-4	開放特許を活用した自走する地域活性化支援～福祉事業者と開放特許による全国初の取組～	しんきん知財コーディネーターズ 大牟田柳川信用金庫	信金 信金	全国 福岡		大牟田市	地銀
20	R2-5	ファンド活用による地域を超えた共創の深化～積丹GINプロジェクトへのステークホルダーの創出～	北洋銀行	2地銀	北海道	JFC	積丹町 仁木町 余市町 赤井川村	信金 信金 信金 指定なし
21	R2-10	地方自治体と連携した地域企業の越境EC出品支援	東京海上日動火災保険	損保	全国		新潟県	地銀
22	R2-12	JIAはいと羽咋市の連携による自然栽培を軸にした地方創生の取組	はくい農業協同組合	JA等	石川		羽咋市	地銀
23	R2-14	地域課題解決型の官民連携プラットフォーム『とやまシティラボ』構築に協力	(なし)			DBJ	富山市	地銀

註：JFCは日本政策金融公庫、DBJは日本政策投資銀行を指す。

出所：筆者作成

資料D 地方公共団体名が確認でき、指定金融機関が関与していない事例（その2）

No.	年度-枝番	課題	民間金融機関	分類	所在地	政府系金融機関	地方公共団体	指定金の分類
24	R2-16	起業や移転による地方での事業展開を支援するまちづくりプラットフォーム『ぬましんCOMPASS』の開設	沼津信用金庫	信金	静岡		沼津市	地銀
25	R2-17	シェアオフィスを結節点にした創業・事業承継・人材雇用の有機的支援による地域産業の活性化	大阪信用金庫	信金	大阪		大阪府 堺市	主要行 主要行
26	R2-21	「女性起業家に特化した伴走型創業支援『Sanuki Woman キャリスタ塾』」	高松信用金庫	信金	香川		高松市	地銀
27	R2-24	しんみせ応援プロジェクト ～長野県北信地方全15市町村との連携による創業支援の取組～	長野信用金庫	信金	長野		長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 坂城町 小布施町 高山村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉 信濃町 小川村 飯綱町 茶村	地銀 地銀 地銀 JA等 地銀 地銀 地銀 地銀 JA等 JA等 JA等 JA等 JA等 JA等 JA等 JA等
28	R2-25	観光客が減少していた温泉地の活性化支援	但馬信用金庫	信金	兵庫		新温泉町	地銀
29	R2-27	『山形県タイ友好協会』を推進エンジンとする地域の活性化	荘内銀行	地銀	山形		山形県 山形市 東根市	地銀 地銀 JA等
30	R2-34	自治体・NPO法人・ベンチャー企業等と連携した『スマート農業普及』への貢献	三井住友海上火災保険	損保	全国		長崎県	地銀
31	R2-36	全国初のAIを活用したインフルエンザ予報サービスの提供	損害保険ジャパン	損保	全国		さいたま市	地銀
32	R2-38	地域資源を活用した持続可能な地域振興 ～大谷冷熱エネルギーによる夏イチゴの栽培～	栃木銀行	2地銀	栃木		宇都宮市	地銀
33	R2-39	産学官連携から生まれたこだわり野菜の産地地消による農山村地域の活性化に向けた取組	北伊勢上野信用金庫	信金	三重		四日市市	地銀
34	R1-2	大学との連携を通じた、「経営者及び金庫職員合同の実践経営教育の場」の創出	花巻信用金庫	信金	岩手		岩手県 花巻市	地銀 地銀
35	R1-3	クラウドファンディング「Show Boat」の活用によるブランディング支援	長野県信用組合	信組	長野		長野県 駒ヶ根市	地銀 地銀
36	R1-8	川崎発新ブランド「発酵熟成熟鮮魚」プロジェクト ～地域経済活性化に向けた主体的な伴走型支援～	川崎信用金庫	信金	神奈川		川崎市	地銀
37	R1-9	食と農による起業で地域おこしを推進	(なし)			JFC	邑南町	JA等
38	R1-10	産学官民金連携による「モスラ復活大作戦」	北上信用金庫	信金	岩手		北上市	地銀
39	R1-15	官民一体による「双子が乗れる自転車」の推進～「作る」から「売る」までのトータル支援	尼崎信用金庫	信金	兵庫		尼崎市	主要行
40	R1-17	コンパクトシティ形成及び分散型エネルギーシステム構築支援事業～むつざわスマートウェルネスタウン	千葉銀行	地銀	千葉		睦沢町	JA等
41	R1-21	健康増進・病気予防に向けたソーシャル・インパクト・ボンドの取組	三井住友銀行 SMBC信託銀行	主要行 信託	全国 全国		豊中市	主要行
42	R1-27	地域活性化に向けた「多文化共生社会」の実現へ貢献～国籍や言語の違いを超えて支え合う社会作り支援	あいおいニッセイ同和損害保険	損保	全国		滋賀県 豊橋市	地銀 主要行
43	R1-32	小水力発電事業による地域経済の活性化に向けた取組	秋田県信用組合	信組	秋田		秋田県	地銀

註 1：R2-24「しんみせ応援プロジェクト ～長野県北信地方全 15 市町村との連携による創業支援の取組～」の図表 6 の集計では、地方銀行と JA 等に重複して集計している。

註 2：R1-21「健康増進・病気予防に向けたソーシャル・インパクト・ボンドの取組」は、他府県に所在する神戸市の取組と区別して集計した。図表 6 の集計では、取組に関与した信託銀行の親会社である主要行の取組として取り扱っている。

註 3：JFC は日本政策金融公庫を指す。

出所：筆者作成

(Title)

Initiatives of designated financial institutions in regional revitalization - From involvement in the Cabinet Office's "Monitoring Survey on the Status of Regional Revitalization Initiatives" -

(Author)

Hideaki Fujiki, Graduate School of Economics (Course of PPP). TOYO University,
Assistant Prof. College of Science and Technology, Nihon University

(Summary)

In this paper, we have discussed the status of involvement in regional revitalization efforts by designated financial institutions that are the main banks of local governments, targeting the most recent five years (145 cases) of "Results of a monitoring survey on the status of efforts for regional revitalization - Characteristic examples of efforts by financial institutions contributing to regional revitalization" (Cabinet Office survey). Through the discussion in Chapter 3, it became clear that the involvement of designated financial institutions is gradually increasing, and that other than designated financial institutions, Shinkin banks are eager to get involved in regional revitalization.